

インバウンドロゴ制作業務委託に係る企画提案競技実施要項

インバウンドロゴ制作業務委託に係る企画提案競技の実施については、この要項に定めるとおりとする。

1 委託する業務の内容

委託する業務の内容は、別添「インバウンドロゴ制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

2 委託期間

契約締結の日から令和5年7月31日（月）まで

3 委託料

363,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

この金額は当該業務の予算額であり、この範囲内で予定価格を定める。

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 日本で法人登記した法人であること。

(2) 次のアからカまでのすべてに該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない法人であること。

5 スケジュール

令和5年5月31日（水）午後5時	質問事項の受付締切
令和5年6月5日（月）午後5時	企画提案競技参加希望書の提出期限
令和5年6月9日（金）午後5時	企画提案書等の提出期限
令和5年6月下旬	選定結果の通知

6 提案内容

(1) ロゴデザインの案を次の内容で1案以上制作する

ア ロゴの制作

埼玉県の魅力及び東京からの近さが訪日外国人に伝わるようなロゴを1種類以上制作する。

イ キャッチコピーの文字デザインの制作

キャッチコピー「Just North of Tokyo」について、訪日外国人に訴求力の高い文字デザインを制作し、合わせて中国語（繁体字、簡体字）「就東京北邊！」/「就东京北边！」についても文字デザインを制作する

ウ 上記アおよびイをセットにしたロゴデザインの制作

エ 上記ア、イ、ウについてフルカラー、単一色（モノクロ）をそれぞれ制作する。

オ ロゴ、文字、ロゴデザイン（ロゴと文字を組み合わせたもの）の3種類データを埼玉県に提出する。

(2) 注意事項

ア ロゴについては、キャッチコピーを端的に表現し、埼玉県が東京都に接している近いことを強調するものであること。

イ ホームページ、名刺等に使用することが想定されるため、見えづらくなることのないよう考慮し制作すること。

ウ ロゴデザインについては、商標登録等されていないオリジナルなものであること

エ 他の団体等が使用するロゴ等と類似し、混同するものでないこと。

7 質問事項の受付及び回答

(1) 質問事項の提出方法

ア 提出書類

質問書（様式1）

イ 提出方法

（ア）電子メールとする。なお、電子メールを送付した旨を下記エの提出先へ電話連絡をすること。

（イ）簡易なものを除き、電話による質問には応じない。

ウ 受付期限

令和5年5月31日（水） 午後5時

エ 提出先

埼玉県産業労働部観光課 インバウンド担当

電 話 048-830-3953

電子メールアドレス：a3950-11@pref.saitama.lg.jp

(2) 質問に対する回答方法

ア 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った事業者名等を伏せた上で、県ホームページ「物品・委託等」内にて公開する。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/kense/tetsuzuki/nyusatsu/buppin/index.html>)

なお、電話等による質問には、簡易なものを除き応じない。

イ 回答期日

令和5年6月1日（木）

8 企画提案競技参加希望書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、あらかじめ様式2「インバウンドロゴ制作業務委託に係る企画提案競技参加希望書」を提出すること。

(1) 提出方法

電子メールとする。なお、電子メールを送付した旨を(2)提出先へ電話連絡をすること。

(2) 提出先

埼玉県産業労働部観光課 インバウンド担当

電 話 048-830-3953

電子メールアドレス：a3950-11@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出期限

令和5年6月5日（金） 午後5時必着

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案に当たっては、以下についてPDFファイルで提出すること。

ア 企画提案書

(ア) 様式3「インバウンドロゴ制作業務委託に係る企画提案書」を付けて提出すること。

(イ) デザインのコンセプトなど企画提案内容を補足するための資料を添付すること。

(ウ) デザイン案を添付すること。

イ 委託料の見積書

(ア) 「3 委託料」に掲げる上限の範囲内で作成すること。（様式任意）

(イ) 経費の内訳表を作成すること。（様式任意）

(ウ) 上記(イ)の経費の内訳表の作成に当たっては、その性質上「一式」以外で計上できないものを除き、全ての単価を計上すること。

ウ パンレット等法人の概要(設立趣旨、事業内容・実績)が分かるもの

エ 「4 参加資格」に該当する旨の誓約書(様式4)

(2) 企画提案書の提出方法

下記(3)表記のURLの保存先への保存による提出とする。提出した際に確認の電話を下記(4)にすること。システムに不備があった場合等はほかの方法による提出も認める。

(3) 保存先

<https://pref-saitama.ent.box.com/f/1279e6f502a6497aa1fe66d61ba787ad>

(4) 連絡先

埼玉県産業労働部観光課 インバウンド担当

電話 048-830-3953

(5) 提出期限

令和5年6月9日(金) 午後5時必着

(6) その他

(ア) 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできないこととする。また、提出された企画提案書等は返却しない。

(イ) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、公文書開示請求がなされた場合は、この限りでない。

(ウ) 提出された企画提案書等は、提案審査の事務に必要な場合複製することがある。

(エ) 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

10 委託候補者の選定

(1) 方法

ア 書類審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。選考の過程で質問等が生じた場合、電話等で確認する場合がある。

イ 県が設置する選考委員会で提案の内容を審査し、最も優秀な案を選定する。

(2) 審査項目

おおむね以下の事項を総合的に審査し、選定する

ア 内容・デザイン: 埼玉県の魅力及び東京からの近さが訪日外国人に伝わるものとなっているか等。

イ 見積金額: 費用は適切に見積もられているか。

(3) 委託候補者選定結果の通知

企画提案書の提出者全員に文書で通知する。

11 契約の相手方の決定方法

委託候補者に選定された者は、委託契約締結に向けて県と協議を行うこととなるが、その際、企画提案内容の変更を求める場合もある。

協議が整った場合は、委託候補者から改めて見積書を徴取し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、委託候補者と協議が整わない場合や契約締結までの間に委託候補者に事故がある場合等は、評価が2番目に高かった者を委託候補者として改めて協議を行うことができる。